

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 地籍調査の成果について認証した件二件 三三
- 道路の供用を開始する件 三三
- 都市計画事業を認可した件 三七

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 三六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三六
- 一般競争入札を行う件二件 三九
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三三
- 土地改良区の役員の住所に変更があった旨届出があった件 三三

福 島 県 労 働 委 員 会

- 地方公営企業労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件 三三

正 誤

- 平成二十五年四月二十三日付け定例第二千四百八十一号中 三四
- 平成二十五年五月三十一日付け定例第二千四百九十一号中 三四

告 示

福島県告示第四百六十四号
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、塙町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
 平成二十五年七月二日

一 調査を行った者の名称
 塙町 福島県知事 佐藤雄平

二 成果の名称
 東白川郡塙町大字板庭の一部に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第四百六十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、鮫川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
 平成二十五年七月二日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称
 鮫川村

二 成果の名称
 東白川郡鮫川村大字富田、大字赤坂東野、大字渡瀬の一部に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第四百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十五年七月二日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十五年七月二日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一五号	耶麻郡猪苗代町大字若宮字中ノ原 甲二八四四番五七地先から 同 郡同 町大字若宮字中ノ原 甲二八四四番五八地先まで	平成二十五年七月二日

（道路計画課）

福島県告示第四百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。
 平成二十五年七月二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 施行者の名称 いわき市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
 いわき都市計画道路事業 三・五・一五九号 駅前 中町線

- 三 事業施行期間 平成二十五年七月二日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 いわき市久之浜町久之浜字南荒時、字九反坪、字後原及び字中町地内
使用の部分 なし
(まちづくり推進課)

公 告

公告第二百二二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年七月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年六月二十一日
- 二 名称
NPO法人昭和横丁
- 三 代表者の氏名
志田 篤
- 四 主たる事務所の所在地
福島県双葉郡川内村大字下川内字田ノ入三百八十五番地の九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、放射能汚染に依つて過疎、高齢化が急速に進んだこの地域に生活を有するあらゆる住民に対して、環境保全事業、生活支援事業、住民広域間交流事業を行う事に依つて、この地域の不便性を補い、この地域の住民に依る助け合うコミュニティを構築する事である。
(文化振興課)

公告第二百二三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年七月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年六月二十一日
- 二 名称
特定非営利活動法人ミライエ
- 三 代表者の氏名

- 大川 正巳
- 四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市町北町大字始字宮前百五十二番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域社会で自立するための支援及び就労の支援に関する事業を行い、不特定多数の障害者・高齢者及びその家族の利益の増進に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第二百二四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年七月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年六月十二日
- 二 名称
特定非営利活動法人循環型社会推進センター
- 三 代表者の氏名
小野 利廣
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市五月町四番二十五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、県民に対して、他の特定非営利活動法人、地域社会活動団体等と連携して、少子・高齢社会に対応した住宅改修、買替え等に関する相談・斡旋、交流の促進や地域活動の活発化等に資するユニバーサルデザイン、自立支援等に関する調査・研究・情報発信など、保健・医療・福祉、まちづくり、環境保全、地域安全、経済活動の活性化、雇用機会の拡充、消費者の保護活動等に関する事業を行い、循環型社会の推進に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第205号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県漁業調査指導船建造2501工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年7月2日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする工事の件名及び数量 福島県漁業調査指導船建造2501工事 一式

(2) 工事番号 13-36035-0004

(3) 工事概要

ア 資格・航行区域 第三種漁船、A1A2A3水域（近海区域・非国際航海）

イ 船質 鋼（甲板室は軽合金製）

ウ 船型 長船首楼を有する一層甲板船

エ 全長 約43.50m

オ 幅（型） 7.50m

カ 深さ（型） 3.20m

キ 計画満載吃水 2.80m

ク 計画総t数 約189t

ケ 推進機関 1,800PS 1台

コ 航海速力 13ノット以上

サ 最大搭載人員 17名

シ その他 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(4) 完成期限 本契約成立の日から365日以内

(5) 納入場所 福島県いわき市小名浜港

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(3) 過去10年間に、漁業調査及び海洋調査を目的とする鋼製の漁業調査船又は漁業練習（実習）船であって、この入札に係る工事により建造される船舶と同等規模以上のものを建造した実績を有する者であること。

(4) 当該工事を施工するために必要な船台を現に有している者であること。

(5) 提出された技術審査資料により行う技術的審査により、この入札に係る工事を施工することができる技術的能力を有すると認められる者であること。

(6) 当該入札に係る工事により建造される船舶に関する点検、修理、部品供給等について、その体制が十分整備されており、長期にわたり迅速かつ円滑に対応することが可能であると認められる者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に入札説明書等に定める技術的審査資料を添付して次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、平成25年7月22日（月）午後5時までに当該申請を行わなかったときには、当該資格を与えない。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県農林水産部農林水産総室農林総務課

電話024-521-7394

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 福島県庁西庁舎3階301会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）

- (2) 日時 平成25年7月12日(金)午後2時
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明書等の配布期間 平成25年7月2日(火)から同月16日(火)まで(土曜日、日曜日及び同月15日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (3) 郵便による入札書の受領期限 平成25年8月19日(月)午後5時15分
- (4) 開札の日時及び場所 平成25年8月20日(火)午後2時 福島県庁西庁舎12階情報多目的ルームA(福島県福島市杉妻町2番16号)
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 契約の締結 落札決定後は仮契約を締結し、この契約は、福島県議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured : Fisheries Research Vessel 1 unit
- (2) Time-limit of tender (by hand) : 2:00p.m.,20 August 2013
- (3) Time-limit of tender (by mail) : 5:15p.m.,19 August 2013
- (4) Contact point for the notice :General Affairs Division, Agriculture, Forestry & Fishery Office, Agriculture, Forestry & Fishery Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7394

(農林総務課)

公告第206号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年7月2日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量
- | | |
|----------------|----|
| ア 除雪ドーザⅠ(16t級) | 1台 |
| イ 除雪ドーザⅡ(16t級) | 1台 |
| ウ 除雪ドーザⅢ(16t級) | 2台 |

- エ 除雪ドーザⅣ（16t級） 2台
 オ 除雪ドーザⅤ（16t級） 1台
 カ 凍結防止剤散布車Ⅰ（3t級） 1台
 キ 凍結防止剤散布車Ⅱ（3t級） 1台
 ク 凍結防止剤散布車Ⅲ（3t級） 1台
 ケ 凍結防止剤散布車Ⅳ（3t級） 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 (3) 納入期限 平成25年12月27日（金）
 (4) 納入場所
 ア 福島県会津若松建設事務所（福島県会津若松市追手町7番5号）
 イ 福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）
 ウ 福島県宮下土木事務所（福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地）
 エ 福島県喜多方建設事務所（福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3）
 オ 福島県県中建設事務所（福島県郡山市清水台一丁目6番21号）
 カ 福島県喜多方建設事務所（福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3）
 キ 福島県南会津建設事務所（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1）
 ク 福島県相双建設事務所（福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地）
 ケ 福島県県北建設事務所（福島県福島市中町7番17号）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
 (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加を希望する者に必要な資格の確認
 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年7月25日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県出納局入札用度課
 電話024-521-7563
- 4 入札書の提出場所等
 (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 (2) 入札説明会の日時及び場所 平成25年7月12日（金）午後2時 福島県出納局入札用度課
 (3) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 1の(1)のアに掲げる物品等 平成25年8月13日（火）午後1時50分 福島県出納局入札用度課
 イ 1の(1)のイに掲げる物品等 平成25年8月13日（火）午後2時10分 福島県出納局入札用度課
 ウ 1の(1)のウに掲げる物品等 平成25年8月13日（火）午後2時30分 福島県出納局入札用度課
 エ 1の(1)のエに掲げる物品等 平成25年8月13日（火）午後2時50分 福島県出納局入札用度課
 オ 1の(1)のオに掲げる物品等 平成25年8月13日（火）午後3時10分 福島県出納局入札用度課
 カ 1の(1)のカに掲げる物品等 平成25年8月13日（火）午後3時30分 福島県出納局入札用度課
 キ 1の(1)のキに掲げる物品等 平成25年8月13日（火）午後3時50分 福島県出納局入札用度課
 ク 1の(1)のクに掲げる物品等 平成25年8月13日（火）午後4時10分 福島県出納局入札用度課

納局入札用度課

ケ 1 の(1)のケに掲げる物品等 平成25年8月13日(火)午後4時30分 福島県出納局入札用度課

(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年8月12日(月)午後5時までには必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- | | |
|-----------------------------------------------------|---|
| ① Tractor with Snow Plow I (Wheel Type 16t class) | 1 |
| ② Tractor with Snow Plow II (Wheel Type 16t class) | 1 |
| ③ Tractor with Snow Plow III (Wheel Type 16t class) | 2 |
| ④ Tractor with Snow Plow IV (Wheel Type 16t class) | 2 |
| ⑤ Tractor with Snow Plow V (Wheel Type 16t class) | 1 |
| ⑥ Chemical Spreading Vehicle I (3t class) | 1 |
| ⑦ Chemical Spreading Vehicle II (3t class) | 1 |
| ⑧ Chemical Spreading Vehicle III (3t class) | 1 |
| ⑨ Chemical Spreading Vehicle IV (3t class) | 1 |

(2) Time-limit of tender (by hand) :

- ① 1:50 p.m., 13 August 2013
- ② 2:10 p.m., 13 August 2013
- ③ 2:30 p.m., 13 August 2013
- ④ 2:50 p.m., 13 August 2013
- ⑤ 3:10 p.m., 13 August 2013
- ⑥ 3:30 p.m., 13 August 2013
- ⑦ 3:50 p.m., 13 August 2013
- ⑧ 4:10 p.m., 13 August 2013
- ⑨ 4:30 p.m., 13 August 2013

(3) Time-limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m., 12 August 2013

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第二百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十五年七月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

鹿島町土地改良区

退任した役員

氏名

渡邊 一成

小嶋 清

今野 勝衛

長澤 初男

西 順雄

武野 弘

鈴木 喜巳夫

田中 勝雄

荒 清

埴 長治

鈴木 芳富

但野 昌孝

佐藤 五郎

朝倉 宗重

五賀 秀雄

佐藤 重信

鎌田 勝男

酒井 利彦

就任した役員

氏名

渡邊 一成

大亀 英雄

遠藤 嘉規

長澤 初男

西 順雄

大塚 基

桑折 周一

原 成孝

遠藤 充夫

住所

南相馬市原町区北長野字北原田二三四番地

市鹿島区横手字唐神二二九番地

市同 区横手字西原田二六四番地

市同 区山下字中ノ内一〇番地

市同 区浮田字満中内一三二番地

市同 区岡和田字鳥居田八番地

市同 区南柚木字二反田一〇七番地

市同 区寺内字三里一番地の三九

市同 区南海老字北町五九番地

市同 区江垂字中館七六番地

市同 区川子字内田一〇五番地

市同 区寺内字西館三五番地

市同 区西町一丁目七二番地

市同 区鹿島字豊田八八番地

市同 区南右田字前畑一六番地

市同 区上栢窪字己ノ和七〇番地

市同 区南屋形字西原二〇番地

市同 区北右田字竹花四六番地

住所

南相馬市原町区北長野字北原田二三四番地

市鹿島区栢窪字東畑八三番地

市同 区角川原字竹ノ花二二〇番地

市同 区山下字中ノ内一〇番地

市同 区浮田字満中内一三二番地

市同 区櫛原字台一二四番地

市同 区北屋形字行沼三番地

市同 区南屋形字西原六三番地

市同 区北海老字玉貫一四一番地

公告第二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鹿島町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成二十五年七月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

変更があった者の役別、氏名及び住所

氏名

田中 勝雄

但野 昌孝

林 正身

鈴木 武男

朝倉 宗重

五賀 計

大志山 仁

鳥中 清

鈴木 芳富

竹田 紘一

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

市同 区江垂字天神沢二一番地

市同 区川子字内田一〇五番地

市同 区鳥崎字町二八番地

市同 区鹿島字町一五七番地

市同 区鹿島字豊田八八番地

市同 区南右田字中ノ内八二番地

市同 区牛河内字竹ノ内六六番地

市同 区南柚木字仲板八四番地

市同 区寺内字西館三五番地

変更前 南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸一三四番地の一

変更後 市同 区寺内字三里一番地の三九

（農村計画課）

福島県労働委員会

福島県労働委員会告示第一号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、地方公営企業の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件（平成二十四年福島県労働委員会告示第一号）は、廃止する。

平成二十五年七月二日

福島県労働委員会

会長 新聞 文雄

一 地方公営企業の名称 いわき市立総合警城共立病院

二 労働組合の名称 自治労いわき市立病院職員労働組合

三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

正 誤

四 認定年月日 平成二十五年六月二十五日

(審査調整課)

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
総合磐城共立病院 磐城共立高等看護学院	院長、副院長、診療局長、救命救急センター長、医療安全管理室長、院内感染対策室長、医療技術部長、医療情報管理部長、地域医療連携室長、副診療局長、薬局長、事務局長、事務局次長、看護部長、総務課長、管財課長、医事課長、病院建設課長、統括主幹、副看護部長、総務課長補佐、医事課長補佐、財政経営係長、総務係長、職員係長、企画係長、事務局総務課の主査及び事務主任のうち人事・労務を担当する者 学院長、事務長、教務主任

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十五年四月二十三日付定例第二千四百八十一号中(原稿誤り)

一七三	上	後ろか ら八	千七百七十七平方メートル	千七百七十七メートル
-----	---	-----------	--------------	------------

○平成二十五年五月三十一日付定例第二千四百九十一号中(原稿誤り)

二五三	上	後ろか ら一三	五千九百九十七平方メートル	五千九百九十七メートル
-----	---	------------	---------------	-------------